



お知らせ

住宅改修補助制度のご案内

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事・除却工事補助金について

令和5年11月30日(木) 締切

◇ 耐震診断について

耐震補強の方法とそのための概算工事費を提案いたします。
診断当日は、立ち会いをお願いします。

〈対象となる住宅〉 次の全てに該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅
 - ②一戸建ての住宅又は2分の1以上が住宅として使用されている併用住宅（長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象外）
 - ③在来工法で階数が2階以下の住宅（ツーバイフォー工法や非木造の住宅は対象外）
- ※診断費用は、国・県・町が負担するため **無料** です。



【熊本地震被害状況】

◇ 耐震改修工事・除却工事補助金

〈対象となる住宅〉 次の条件を全て満たす住宅です。

- ①下諏訪町が実施する耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅
- ②耐震改修工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事、又は除却工事

耐震改修工事又は除却工事に補助します。（補助金の交付申請を行う前に、耐震改修工事又は除却工事に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。）

【耐震改修工事】

補助額は、補強設計等費及び補助対象工事費を合算した額の8割又は100万円のいずれか低い額が限度となります。

※補強設計等費を含む補助金交付申請を希望する場合は、補強設計契約前にご相談ください。

【除却工事】

補助額は、除却工事に要する費用相当分又は83.8万円のいずれか低い額が限度となります。

※除却工事の補助を受けた後、住宅の新築を行う場合は信州健康ゼロエネ住宅助成金（県補助金）の補助の対象となる場合があります。

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■ 問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 ☎27-1111（内線245）

安心安全対策・住宅省エネ化リフォーム補助金について

令和6年2月9日(金) 締切

	安心安全対策工事	省エネ化リフォーム工事
工事内容	1. 居室減災化工事 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅に、耐震シェルター、耐震ベッド等の設備及び構造の補強を行う工事 2. ブロック塀等除去工事 ブロック造、石造、レンガ造等の門や塀を除去する工事及び代替えのフェンス等を設置する工事 3. 屋外広告物除去工事 住宅に付随する屋外広告物を除去する工事	1. 浴室、キッチン、洗面所、トイレ 節水型、高断熱型等省エネ機能が向上するもの 2. 床、天井 断熱材の追加等性能が向上するもの 3. 外壁、屋根 素材の変更等断熱性能が向上するもの 4. 窓、ドア 二重サッシ等断熱性能が向上するもの
補助額	補助率：工事に要する経費の2分の1 限度額：20万円（空き家情報バンク登録物件は上限が30万円となります。）	補助率：工事に要する経費の10分の1

※月1回開催される住宅改修審査会により審査され、認められた工事が対象となります。

補助金の活用を希望される方は、施工前にご申請ください。

※いずれの補助金も予算に限りがあるため、希望される方はお早めにご申請ください。

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■ 問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 商工係 ☎27-1111（内線274）